

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

1 対象工事

蒲郡市が発注する工事とする。

対象工事については、受注者が監督員へ小黑板情報電子化の実施について協議し、承諾を得るものとする。

2 対象機器の導入

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という）については、3に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）」

（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、

（URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」）に記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

3 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、2の使用機器を用いてデジタル写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板の電子的記入を行う項目は、件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日とする。

4 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、愛知県デジタル写真管理情報基準（案）に準ずるが、3に示す小黑板情報の電子的記入については、愛知県デジタル写真管理情報基準（案）「6.写真編集等」で規定されている写真編集に該当しない。

5 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、3に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という）を工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお、納品時に受注者は

（URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。